

平戸市農業振興計画

【令和2年度～令和11年度】

（中間見直し版）

農林水産部農業振興課

第1章 計画の見直しにあたって

第1節 見直しの趣旨

本市においては、地域農業・農村の特徴を最大限に活かし、農業が若者にも魅力ある産業となり、農村が快適で活力のある定住の場となることを目指して、令和2年3月に「平戸市農業振興計画」を策定し、農村の体質強化に向けた取組みを推進しています。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としており、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、おおむね5年後に見直しを行い、状況に即した計画とすることとしています。

このことから、国・県の政策動向や、これまでの取組みの成果を踏まえ、本市の基幹産業である農業の更なる活性化を図るため、本計画の見直しを行うものです。

第2節 政策動向とその関連計画

1. 食料・農業・農村基本計画（国）

農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過し、国内外の農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、あらゆる事態を想定し、食料を安定的に供給し続けられるよう、令和6年5月に基本法が改正されました。

改正基本法においては、食料安全保障についての考え方が抜本的に強化されるとともに、農産物の輸出促進といった新たな視点の追加や、デジタル技術を生かしたスマート農業を促進することなどが盛り込まれています。

また、改正基本法による新たな農政の実現に向けた施策を具体化させるため、令和6度中に「食料・農業・農村基本計画」が策定されることとなっています。

2. ながさき農林業・農山村活性化計画（長崎県）

長崎県の農政の基本指針である「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」では、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで、若者から選ばれる、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す取組みが進められています。

また、本計画が令和7年度で終期を迎えるため、これまで行ってきた施策の検証を行いながら、計画の見直しが進められており、「経営力の高い人材の確保・育成」、「収益性の高い農林業産地の形成」、「賑わいのある農山村づくり」を施策の方向性（たたき台）に掲げ、取組み等が検討されています。

3. 第2次平戸市総合計画（平戸市）

令和5年3月に策定された第2次平戸市総合計画後期基本計画では、基本構想に掲げるまちの未来像「夢あふれる 未来のまち 平戸」を実現するための重点プロジェクトに「産業人材の育成」と「もうける農林業」を位置づけています。

また、農業振興について、基本プロジェクト「しごとをひろげるプロジェクト」では、次の施策を示しています。

シン・平戸創生プロジェクト

1 未来を担う人材創出プロジェクト

・産業人材の育成

新規就農者育成体制の構築

2 もうける農林水産プロジェクト

・もうける農林業プロジェクト

施設園芸や畜産における経営規模拡大の推進

環境制御機器の導入などスマート農業の推進

基本プロジェクト1 しごとをひろげるプロジェクト

第1節 たくましく元気な産業の振興

1) 次代につながる農林業を振興する

施策1 意欲のある担い手を確保・育成する

施策2 もうかる農林業を実現する

施策3 有害鳥獣対策を強化する

施策4 地域農業生産体制を維持する

施策5 農業生産基盤を整備する

表1-1 やるばい指標（成果指標）

指標の名称	単位	基準値 (2016 年度)	現況値 (2021 年度)	前期目標値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
新規就者数	人／年	8	6	6	6
主要農林畜産物販売額	億円／年	5 7 . 6	5 1 . 8	5 6	5 5
繁殖雌牛の平均飼養頭数	頭／戸	8 . 4	1 2	1 0	1 2 . 5

第2章 平戸市農業の現状

第1節 農業労働の現状

1. 農家戸数

令和2年における総農家数は2,079戸で、10年前の平成22年に比べると733戸（26.1%）減少しています。また、販売農家における主副業別の10年前対比では、主業△33.4%、準主業△55.5%、副業的△19.1%という減少割合になっています。

表2-1 農家数 (農林業センサス)

区分	総農家 (戸)		
		販売農家	自給的農家
H 2 2	2,812	1,874	938
H 2 7	2,420	1,597	823
R 0 2	2,079	1,311	768

- ・農家：経営耕地面積が10a以上又は、10a未満で農産物販売金額が15万以上の世帯
- ・販売農家：経営耕地面積が30a以上又は、30a未満で農産物販売金額が50万円以上の農家
- ・自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ、農産物販売金額が50万円未満の農家

表2-2 主副業別の販売農家数 (農林業センサス)

区分	販売農家 (戸)			
		主業農家	準主業農家	副業的農家
H 2 2	1,874	332	431	1,111
H 2 7	1,597	254	331	1,012
R 0 2	1,312	221	192	899

- ・主業農家：農業収入＞農外収入 かつ 65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・準主業農家：農業収入＜農外収入 かつ 65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

2. 基幹的農業従事者

令和2年の基幹的農業従事者は1,394人で、10年前の平成22年に比べると829人（37.3%）減少し、30歳～59歳では283人（60.0%）減少しています。

また、令和2年において、女性が占める割合は全体の40.1%（559人）で、65歳以上が占める割合は全体の75.0%（1,046人）となっています。

- ・基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

表2-3 基幹的農業従事者 (農林業センサス)

区 分		15～ 29歳	30～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計 (人)
H 2 2	男	17	255	150	778	1,200
	女	11	217	110	685	1,023
	計	28	472	260	1,463	2,223
H 2 7	男	14	172	131	653	970
	女	6	135	95	504	740
	計	20	307	226	1,157	1,710
R 0 2	男	12	122	79	622	835
	女	2	67	66	424	559
	計	14	189	145	1,046	1,394

3. 販売金額別農業経営体数

令和2年の農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、500万未満の農業経営体は1,187経営体で全体の89.7%を占めています。一方、令和2年の500万以上の農業経営体は137経営体で、10年前に比べ15経営体増加しています。

表2-4 販売金額別農業経営体数

(農林業センサス)

区分	合計 (経営体)	販売 なし	50万 未満	50～ 100万	100～ 300万	300～ 500万	500～ 1,000万	1,000～ 3,000万	3,000万 以上
H 2 2	1,894	447	761	224	269	71	76	35	11
H 2 7	1,618	374	657	186	204	74	73	41	9
R 0 2	1,324	234	525	174	187	67	65	60	12

第2節 土地の現況

1. 経営耕地面積

令和2年の耕地面積は1,593haで、5年間(平成27年対比)に228ha(△12.5%)、10年間(平成22年対比)に512ha(△24.3%)減少しています。

令和2年の耕作種類別の構成比は、田が76.6%、畑が22.7%となっています。

表2-5 耕作種類別経営耕地面積 (農林業センサス)

区分	総面積			
	(ha)	田	畑	果樹地
H 2 2	2,105	1,542	546	17
H 2 7	1,821	1,377	426	18
R 0 2	1,593	1,220	362	11

2. 経営耕地面積規模別経営体数

令和2年の農業経営体について、経営耕地面積規模別にみると、0.5ha～1.0haの規模が520経営体と最も多く、全体の39.3%を占めています。

表2-6 経営耕地面積規模別経営体数

(農林業センサス)

区分	合計 (経営体)	経営耕 地なし	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha 以上
H 2 2	1,894	14	4	417	744	348	144	141	82
H 2 7	1,618	13	13	339	630	304	117	120	82
R 0 2	1,324	7	7	259	520	242	104	106	79

3. 耕作放棄地

農業委員会が実施した令和5年度農地利用状況調査では、本市全体の耕作放棄地は1,010.4haで、森林・原野化した農地の非農地化により全体面積は減少傾向にあります。

表2-7 耕作放棄地

(農業委員会調査)

区分	R01	R02	R03	R04	R05 (ha)
A 分類	56.4	43.9	58.3	65.0	102.6
B 分類	1,347.4	1,185.4	1,095.1	1,104.0	907.8
合 計	1,403.8	1,229.3	1,153.4	1,079.0	1,010.4

A分類：人力・農業用機械で草刈りなどを行うことにより直ちに耕作可能な農地

B分類：森林・原野化しており、農地に復元しても利用不可能な農地

第3節 農業生産の現状

1. 農業販売額の動向

農業販売額は、平成28年度をピークに減少しており、令和2年度は50億円を下回り、近年は47億円台で推移しています。

品目別に見ると、畜産（肉用牛）については、令和3年度は増頭対策により子牛の出荷頭数が増えたことで増加していますが、その後は、子牛価格相場の落ち込みにより販売額が減少しています。

表9 農業販売額

(市独自調査)

区分	米	イモ類	野菜	畜産	菌床しいたけ	葉たばこ	その他	合計 (百万円)
R 0 1	1,090	130	640	2,239	936	122	21	5,178
R 0 2	961	155	555	2,009	993	98	15	4,786
R 0 3	969	148	503	2,453	969	116	25	5,183
R 0 4	795	107	526	2,242	988	77	21	4,756
R 0 5	928	112	456	2,183	1,005	65	15	4,764

主要品目の販売額をみると、「子牛」、「菌床しいたけ」、「いちご」、「ばれいしょ」、「アスパラガス」が上位5品目となっています。

表10 主要品目別の農業販売額

(市独自調査)

区分	子牛	菌床しいたけ	いちご	ばれいしょ	アスパラガス	葉たばこ	たまねぎ	合計 (百万円)
R 0 1	1,492	936	346	130	111	122	103	3,240
R 0 2	1,406	993	316	155	77	98	73	3,118
R 0 3	1,634	969	279	148	80	116	48	3,274
R 0 4	1,454	988	302	107	83	77	51	3,062
R 0 5	1,190	1,005	270	112	82	65	41	2,765

第4節 有害鳥獣対策の現状

本市における有害鳥獣の捕獲頭数は、イノシシが大半を占めています。令和2年度は前年度に比べ増加しましたが、それ以降は減少しています。

また、有害鳥獣による農作物の被害額についても、捕獲頭数と同様に令和2年度から減少しています。

表9 有害鳥獣の捕獲頭数と農作物の被害額

区分	捕獲頭数		被害額 (千円)
	(頭数)	イノシシ	
R 0 1	2,948	2,935	2,946
R 0 2	4,838	4,786	30,358
R 0 3	3,473	3,403	22,258
R 0 4	2,777	2,695	20,805
R 0 5	2,726	2,595	16,540

第3章 平戸市農業の課題

1. 農業生産構造に関する課題

- 農業就業人口の減少
- 農業従事者の高齢化
- 鳥獣被害の発生

本格的な人口減少を迎え、農業就業者の減少や農業従事者の高齢化が進んでいる中、令和2年の基幹的農業従事者は1,394人で、平成22年と比較すると829人（△37.3%）減少しています。また、65歳以上の占める割合は75%を超えています。そのため、高齢化等による離農が進むことにより、農地の有効活用や生産基盤の維持・保全に支障をきたしています。

今後も農業就業人口は減少することが予想されることから、農業生産のみならず、地域社会の健全な発展を図るため、意欲ある新規就農者や認定農業者の確保・育成、農業法人化の推進、女性農業者等の能力活用など、多様な担い手の確保・育成が極めて重要な課題となっています。

また、有害鳥獣による農作物被害は、これまで実施してきた防護柵の整備や捕獲対策の取り組みによって、令和5年度実績では、被害額は約1,600万円まで減少しているものの、イノシシの捕獲頭数は2,500頭を超えており、被害防止対策は引き続き重要な課題となっています。

2. 生産性、収益性に関する課題

- 労力不足
- 生産コストの増加
- 異常気象対策

農業の生産基盤については、生産の基礎的資源となる農道整備や農地のほ場整備、近代化施設の整備など、収益性の向上に向けて努力してきたところです。

しかし、地域における農業従事者の高齢化や後継者不足等による労力不足のほか、近年の農業資材費や燃油高騰等に伴う生産コストの高止まりなどの影響を受け、新規参入や新たな施設の整備、農業機械の導入を図りにくい状況にあります。また、猛暑等の異常気象による作物の生育不良や商品化率の低下など、これらの課題を解決していく必要があります。

3. 販売流通体制に関する課題

- 農産物の輸送情勢の変化に対する対応

農産物の販売は、農協系統における販売が中心であり、農協管内の各地域において集出荷が行われています。しかしながら、物流2024問題などの輸送情勢の変化により、集出荷体制や輸送方法の見直しが求められおり、その対応が課題となっています。

4. 農業と地域活性化に関する課題

- 農業・農村の持つ多面的な機能を活かした農村地域の活性化

農業・農村は、市民に対し食料を安定的に供給するだけでなく、都市部の住民に対する「心の安らぎ」や「癒し」の場を提供する役割を担っており、世界文化遺産の構成資産であ

る「春日の棚田」においては、多くの人が訪れることで農村地域の活性化が図られています。

しかし、中山間地域故の地形的な制約から、農地の保全には多大な労力が必要であり、今後如何にして、農地を維持していくかが課題となっています。

第4章 農業振興計画の基本方針

1. 意欲ある多様な担い手の確保及び育成

農業の体質を強化し、農業者と地域農業の安定的な発展を図るためには、優れた技術と経営管理能力を有し、営農意欲の高い農家子弟や、U I J ターンを含めた非農家からの新規就農者などの多様な担い手の確保育成が不可欠です。

このようなことから、専門的に農業に取り組む新規就農者の確保・育成を図るとともに、女性農業者や副業的に農業に取り組む農家など、多様な担い手の参入を推進します。特に主業農家として新たに就農する新規就農者については、本市の農業振興を支える重要な担い手として位置づけられることから、産地と連携して構築してきた研修体制の活用を推進します。

地域にとって貴重な担い手である認定農業者については、経営改善計画の目標達成に向けて、国や県の事業を活用した支援を行うとともに、地域農業のあり方を示す「地域計画」に基づき、認定農業者など地域の担い手へ農地の流動化を推進し、経営改善を促進します。

また、基幹作業を中心に労力不足が深刻な問題となっていることから、地域独自の労力支援組織の育成や県が中心となって設置された(株)エヌの活用を推進します。

2. 多様性のある農業の振興

本市は、土地条件、気象条件などから、肉用牛をはじめ、露地・施設野菜、水稻など多様な農業が営まれています。今後は、水田を有効に活用した肉用牛、園芸などの所得向上が見込める品目の振興を図るため、農業者の規模拡大やスマート農業などを推進し、省力化対策や生産性の向上に取り組めます。

また、規模拡大の推進だけでなく、農業経営における補完作物についても安定的に生産することができる仕組みづくりや、農産物直売所など独自の流通を活かした栽培を推進します。

本市の農地の大半を占める水田については、主食用米における高温耐性品種の推進や水田裏作を推進し、水田のフル活用による所得向上を図ります。

3. 地域の特性を活かした販売戦略

農産及び園芸品目については、主要販売ルートである農協系統販売を中心に、生産部会等の販売力の強化や効率的な集出荷体制の構築を推進します。

また、個々の農業者の独自の取り組みや地産地消を進めるため、地元直売所での販売などを推進します。

4. 農業環境の保全

農業生産において排出される廃プラスチックなどの適正な処理を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

また、担い手等が意欲を持って農業に従事できるように、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を推進し、農道や用排水路などの生産基盤の維持・保全に取り組むとともに、棚田など農村集落の持つ資源等を活用した地域活性化を図ります。

5. 有害鳥獣対策の推進

「捕獲・防護・棲み分け」の3対策を基本に、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を減らすため、防護柵の整備や地元猟友会と連携した駆除活動、また、地域住民等との協働による被害対策などを推進します。

6. 地産地消の推進

安全・安心な農産物を地元の消費者に安定的に供給するため、農産物直売所等における新たな生産者の確保を推進するとともに、生産施設や供給施設の整備などを支援します。

また、農業者と市内消費者の相互理解を深めるために、農産物直売所等の更なる活性化を図るとともに、家庭や学校給食等における地元農産物の利用促進など、地産地消を推進します。

7. 離島地区の振興

地理的条件等により、農産物等の出荷に海上輸送コストが発生することから、海上輸送コストの削減に向けた支援を行い、農産物の流通体制の改善に取り組みます。

また、集出荷施設や輸送手段が限定されるため、本土地区と比較し生産することができる品目が限られる傾向にあります。このことから、葉たばこなどの地域独自の品目について、今後も安定的に栽培するための支援に取り組めます。

第5章 基本的実現のための取組み

第1節 意欲ある多様な担い手の確保及び育成

1. 新規就農者の確保・育成

就農希望者を幅広く確保するため、就農に関係する情報を多様なルートで発信するとともに、新規学卒者やU I J ターン者等の就農を促進するため、教育機関や関係機関との情報共有と相談機能の充実を図ります。

経営力のある新規就農者の育成を目的とする、産地と連携した既存の研修体制の運用を継続するとともに、新たな品目においても、生産者団体、農協等関係機関と連携し、新規就農者の確保・育成に向けた仕組みづくりに取組みます。

また、研修期間中や経営開始後の収入が不安定な期間における生活支援のほか、就農に必要な施設等の整備に対しては、国の補助制度に加え市単独による支援を行うことで、新規就農者の負担軽減を図ります。

さらに、関係機関と連携した定期的な技術・経営管理指導を行い、新規就農者の農業経営の早期確立につなげます。

2. 認定農業者等の育成強化

国や県の事業を積極的に活用し、園芸や肉用牛振興に対する支援を行い、他産業並みの所得が得られる農業の確立に取組み、意欲ある担い手を育成します。

認定農業者の経営改善計画の目標達成に向け、県及び農協など関係機関と連携した指導体制を強化するとともに、農地中間管理事業等を活用した優良農地の集積・集約化や、施設整備、機械導入等の検討を推進し、生産性の高い農業の実現に対する取組みを支援します。

認定農業者協議会の活動を強化し、会員相互の交流を促すとともに、自己研さんの為の研修や多様な農業者との情報交換を通じて、経営力の向上に向けた取組みを推進します。

農業経営の更なる発展を図るため、一定の経営規模を有する認定農業者等に対して、農業経営の法人化に向けた取組みを支援します。

将来の認定農業者候補となる後継者や青年農業者に対して、農業経営や技術指導を行う活動を支援するとともに、後継者への事業承継による円滑な経営移譲などに取り組みます。

農業委員会との連携により、農業者の福祉の向上を図るため、結婚対策や農業者年金制度の普及に努めます。

3. 多様な担い手の育成

高齢化に伴う離農などにより担い手が減少し、農村集落の維持や農地環境の保全が困難となる中、今後も農村地域の活性化を図るためには、女性農業者や副業的農家等の活躍が重要となってくることから、多様な担い手の育成に積極的に取組みます。

女性農業者の育成については、農業経営に参画し、能力や役割を十分に発揮できるような環境整備と意欲向上につながる研修や先進事例などの情報提供を行います。

副業的農家については、個々の経営に応じた品目を推進するとともに、直売所組織等とも連携しながら、農業経営に参入しやすい環境づくりや必要な技術支援に取組みます。

4. 地域の中心となる担い手の育成

これまで農村集落を支えてきた農業者が高齢化する中、地域の農業や農村を維持するためには、意欲ある担い手の確保・育成が重要となります。そのため、今後、これからの地域農業を担う世代が地域の中心となって、効率的な農地利用による農業を実現することが必要となります。

このことから、地域農業の将来のあり方を示す「地域計画」に基づき、地域や集落の農業者との継続した話し合いを通じ、中心となる担い手に対し、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進します。

また、県などの関係機関が開催する、経営力の強化に向けた集落営農などの研修会や相談会への参加を促します。

5. 労力支援システムの構築

農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少が進んでおり、これまでのように農繁期において、近隣の農業者同士が協力し合って労力を補完することが困難な状況になっています。また、認定農業者を中心とする担い手においても、規模拡大を図るうえで労力の確保が課題となっています。

このため、労力を安定的に確保するための仕組みづくりとして、ヘルパー組織や労力支援システムの構築のほか、県が中心となって設置された㈱エヌの活用を推進し、労力不足の解消を図ります。

第2節 多様性のある農業の振興

1. 畜産の振興

(1) 肉用牛の振興

高齢化に伴い、飼養戸数は年々減少傾向にあるものの、経営規模拡大に意欲的な担い手の存在により、産地としての飼養頭数は維持されているところです。一方で、近年の飼料価格の高騰に加え、子牛価格の低迷の影響により、畜産農家は厳しい経営状況にあります。

今後も肉用牛の産地として基盤を維持するために、関係機関と連携し経営状況の把握に努めながら、牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入を支援するとともに、繁殖雌牛の更新にあたっては、遺伝子情報の活用などを推進します。

また、肥育牛については、平戸牛の産地の維持を図るため、肥育素牛の導入をはじめとした支援を推進します。

(2) その他畜産の振興

養豚については、経営規模の維持拡大を踏まえ、種豚の導入や施設整備に対する支援に取り組むとともに、ブロイラーについても、近隣市町の経営農家と連携し設立した協議会において、今後の必要な支援を検討します。

(3) 新規就農者の育成

新たな担い手の確保・育成を図るため、「平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用し、施設整備等に対して支援を行います。

また、新規就農者、後継者、継承者の人材育成の場を提供するため、既存の農業者の法人化を推進します。

（４）持続的な畜産経営の推進

畜産農家の高齢化が進む中、産地を維持していくためには、増頭対策や新規就農者等の育成だけでなく、既存の畜産農家が１日でも長く飼育管理を続けることができる環境を整備する必要があります。

このため、飼料価格の高騰等に伴う生産経費の低減に向け、放牧地の造成や、ICT技術等を活用したスマート農業による労力の省力化・低コスト化による生産性の向上に取り組みます。

また、安全・安心な畜産物を安定的に供給するために、家畜の診療や損耗防止を担う獣医師の適正定員の確保、安定的な輸送体制の構築に向けた支援に取り組みます。

（５）家畜防疫及び環境対策

人や物の国際的な交流が活発な中、家畜伝染病の国内への侵入リスクが極めて高くなっています。そのため、関係機関と連携した家畜の伝染性疾病に対する自衛防疫や防疫体制の整備を推進します。

また、地域社会や自然環境と調和した生産を推進するため、家畜排せつ物は農地へ還元することを基本とし、地域における畜産農家と耕種農家との連携による相互補完体制の構築を支援します。

２．施設園芸の振興

（いちご）

園芸品目のなかでも収益性の高い、いちごについては、これまで実施してきた新規就農者の育成が、産地の維持に寄与している状況にあります。

このことから、産地が中心となって新規栽培者を育成する「新規就農者育成システム」を引き続き推進するとともに、単収を向上させるため、農協や県と連携し、栽培管理の技術向上を図ります。

また、ハウス等の整備にあたっては、資材の高騰などを踏まえ、遊休施設・設備の利活用などを検討します。

近年の、ハウス内の温度や湿度、二酸化炭素濃度などをコントロールする「環境制御システム」の導入により、単収が増加しています。

このことから、今後もスマート農業の普及を図るとともに、異常気象による被害軽減対策を推進します。

（アスパラガス）

振興品目であるアスパラガスについては、新規就農者の増加が、産地の維持に寄与してい

る状況にあります。

このため、産地が中心となって新規栽培者を育成する「新規就農者育成システム」を引き続き推進するとともに、ハウス整備に係る負担を軽減するため、遊休ハウスなどの利活用を進めます。

夏場の猛暑による株の消耗が翌年産の収量に影響し、産地の平均単収が低い状況にあります。

このため、昇温抑制資材の導入により、ハウス内の下温対策を推進するとともに、単収を上げるため、農協、県と連携した栽培管理技術の指導により生産性の向上を図ります。

3. 露地園芸の振興

(ばれいしょ・たまねぎ)

国の指定野菜であるばれいしょやたまねぎについては、重量品目であることなどから、生産者の高齢化に伴い栽培面積が年々減少傾向にあります。

しかしながら、本市では従来から様々な農業者において経営の補完作物として栽培され続けており、市場でもその品質は評価されている品目であります。

本市では、県内他産地と比較し、気候条件的に収穫期間が限定的であることなどから、大規模な産地化が進まず、個人選別による出荷調整による出荷が行われています。

このため、青果野菜としての規模拡大には限界がありますが、基本技術の指導を徹底しながら生産性の安定化と労力負荷軽減を図り、今後も、農業経営の補完作物として推進します。

(ブロッコリー)

水田で栽培ができる数少ない品目であり、多様な作型により栽培が可能なブロッコリーは、県北地域の推進品目として位置づけられています。

しかし、単収が低く生産資材の高騰により所得率が低下していることから、近年、栽培面積が減少傾向にあり、単収を上げるための技術の向上や生産コストの縮減に取り組む必要があります。

このため、栽培推進にあたっては商品化率が高い優良品種の導入や堆肥施用の徹底による地力増進により単収向上を図るとともに、施肥体制の見直し等による生産コストの削減、共同選果体制の確立による面積の拡大を図ります。

(種ばれいしょ)

県内有数の栽培面積を誇る種ばれいしょについては、重要病害虫である「ジャガイモシストセンチュウ」未発生地域であることから、県内でも優良な産地として位置づけられています。生産農家の高齢化に伴い栽培面積は減少傾向にありますが、経営品目としては価格変動が少なく、安定した農業収入が期待される品目です。

そのため、今後も、病害虫の防疫体制を強化し安定した種ばれいしょの生産に努めます。また、新規栽培者の育成に努めるとともに、収穫作業における労働力を補完するための機械化を推進し、栽培面積の維持を図ります。

4. その他園芸の振興

(葉たばこ)

大島地区で栽培されている葉たばこは、需要の低下に伴い、全国規模での廃作奨励が行われ、生産者や栽培面積は大きく減少しています。

しかしながら、地域の重要な振興品目であることから、生産者の意向に沿った基幹作業の省力化のための農地の基盤整備について検討します。

(その他)

農協系統販売を中心とする品目については、これまで、産地の拡大を重視しながら地域全体に栽培を推進してきました。

今後は、生産者の労働力や農地の条件を聞きながら、それぞれの経営にあった品目の栽培を促し、生産者がしっかりと稼ぐことができる体制を整えるよう推進します。

5. 水田フル活用の推進

(1) 水田農業の特徴

本市における水田農業は、肉用牛経営との深い結びつきがあり、稲わら、粗飼料生産、たい肥などの利用において、耕種農家と畜産農家の連携が図られています。

また、農作物の作付は、水稻が多く、次いで飼料作物、たまねぎ、アスパラガス、いちご、葉たばこ等が栽培されています。

(2) 米の産地づくり

本市における主食用米については、早期品種であるコシヒカリや普通期品種のヒノヒカリを中心とした栽培が行われています。しかし、生産者の高齢化に伴う栽培面積の減少や、猛暑による白未熟米の発生など米の品質低下が課題となっています。

今後も、登熟期の高温障害に強い高温耐性品種の作付けについて、農協や関係機関と連携するとともに、営農活動組織を中心にドローン防除等の省力化技術を推進し、生産コストの削減を図ります。

(3) 転作作物の作付推進

肉用牛の自給飼料としての飼料作物や、麦、園芸品目の栽培を推進する一方で、水田の排水性の改善、裏作では主食用米の品種による栽培期間の制限などが課題となっています。

このため、水田の排水対策を引き続き指導するとともに、裏作の栽培に適した主食用米品種の選定等を促します。

6. 生産基盤の強化

農業者が行う農道の新設・改良・舗装補修や暗渠排水及びかんがい施設の新設・改修を支援し、生産基盤の維持・保全に取り組みます。

更に効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農

業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体育成を支援します。また、農業生産基盤を管理する土地改良区の活動についても支援します。

第3節 地域の特性を活かした販売戦略

1. 農産物の物流対策

農産物の主要販売ルートである農協系統販売では、県内外の青果市場への輸送は、物流会社へ委託されていますが、物流2024問題などにより、今後の農産物の輸送情勢が変化することが予想されます。

このため、農産物の輸送情勢に係る情報収集に努め、集出荷体制や輸送方法の見直し等が生じる場合においては必要な支援を検討します。

一方で、ふるさと納税の返礼品には、牛肉などの農産物が取り扱われていることを踏まえ、生産者等との連携を図りながら、その販売の拡大に努めます。

2. 農産物直売所における出荷者の確保及び生産体制の強化

農産物直売所は、専門的な農業者をはじめ、女性農業者など多様な担い手が、栽培の特色や地域性を活かして栽培した少量多品目の農産物を販売できる重要な販売拠点施設であり、これまでも既存直売所の規模拡大や新たな事業展開に向けた支援のほか、市外観光客等への販売及び市外都市部への販売拠点となる取組みを推進してきました。

今後も、農産物直売所の販売力の強化を図るため、直売所向け農産物の生産施設の整備に対し支援するとともに、直売所との情報交換を通じ、出荷者の確保、生産・供給体制の強化に取り組めます。

第4節 農業環境の保全

1. 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

本市では、農業用の塩化ビニールやポリフィルム、肥料袋、農薬等の空容器など、農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、農協、生産部会、市で協議会を設置し、回収・処分を行っています。今後も、農業生産資材廃棄物の適切な処理を更に推進するとともに、協議会の活動を通じ、農業者への環境問題に対する意識向上を図ります。

2. 日本型直接支払制度等の活用

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る集落活動や中山間地域の農地保全活動について支援します。

また、棚田地域振興法に基づき、地域の自主的な取組みによる農地の保全や棚田を核とした地域の振興を支援します。

なお、支援にあたっては、継続した組織活動につなげることができるよう、事務負担や作業の軽減等について検討します。

3. 持続可能な農業の推進

農薬など農業に起因する環境汚染が問題視されていることや、食品への安全・安心志向の高まりを受け、有機農産物や特別栽培農産物の需要が高まっています。

しかし、有機農産物及び特別栽培農産物の栽培面積は、本市における全栽培面積の１％にも満たない状況であります。

また、近年では異常気象により害虫や病害による被害のリスクも高く、生産性の安定化に向けた栽培技術の向上が必要となります。

そのため、有機農業や特別栽培等に取り組む生産者に対し、栽培技術の向上に有用な研修会等への参加を促すとともに、総合病虫害防除・雑草防除（ＩＰＭ）や土壌消毒などの技術普及について関係機関と連携して取り組みます。

４．耕作放棄地の発生防止

農業生産の資源である優良農地の確保は、農業振興において重要なことであるため、農業委員会と連携した農地調査を実施するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用希望者と土地所有者の意向把握や両者間の貸借調整を行い、耕作放棄地の発生防止と農地の有効利用を推進します。

第５節 有害鳥獣対策の推進

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を減らすため、防護柵などの整備とその適切な管理に努めます。また、地元猟友会と連携した駆除活動や捕獲従事者の確保に努めるとともに、ＩＣＴ技術などを活用した効果的な被害対策に取り組みます。

さらに、捕獲されたイノシシについては、民間事業者と連携し、「ジビエ」として有効活用を図ります。

「まちなか」における被害を防止するため、有害鳥獣に関する知識の普及や、地域住民等との協働による被害対策などを推進します。

第６節 地産地消の推進

安全・安心で顔の見える新鮮な農産物を求める消費者の意向に対応した農業生産と、地場農産物を地域で消費しようとする活動が結び付く地産地消は、消費者の「地場農産物」への愛着心や安心感が深まり、地域農業の振興と活性化が図られる取り組みです。

本市では、平戸市食育推進会議が、「平戸市食育推進計画」の基本的施策に基づき、食育活動や給食への地場産品の活用などの取り組みを進めています。

今後も平戸市食育推進会議の活動により、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域において、食品の安全性、栄養、その他食生活に関する情報の提供を行い、食育推進運動を展開し地産地消を推進します。

１．直売所を利用した地産地消の推進

農産物直売所を中心とする地産地消の農業活動では、生産者と消費者間の信頼関係が重要であり、生産者の顔が見えるような取り組みが必要となります。

このため、生産者が消費者に支持される農産物を生産するために必要な施設整備等につ

いて支援を行います。

2. 学校給食等への対応

学校給食における地場農産物の利用は、新鮮な農産物を提供することができるとともに、地産地消の活動が、生産者と実需者の新たな関係を築くことにつながることから、意見交換などの情報交換を積極的に行い、食育活動を通じた地場農産物の利用率の向上を目指します。

第7節 離島地区の振興

離島地区である大島地区では、肉用牛（繁殖牛）、水稻を中心に、農地の流動化に積極的に取り組み、葉たばこや種ばれいしょ、度島地区では、水稻を中心に豆類などの軽量作物やほおずきなど、地域の実情に応じた品目の経営が行われています。

しかし、離島地区であるため、農産物等の出荷に海上輸送コストが発生し、そのコスト分が本土地区との格差となっていることから、格差是正に向けた支援を行い、農産物の流通体制の改善に取り組みます。

また、経営主品目である葉たばこの廃作や肉用牛の減収に対応するため、生産者や農協など関係機関と連携し、代替品目・補完品目の導入や、直売所への出荷による販路の拡大などを検討します。

一方で、生産者の中では、農作業の省力化を推進するための農地の基盤整備に対する意向もあることから、関係機関と連携し、生産者の意向に沿った支援を検討します。